

# 四国フットサルリーグ

## 2021(第 18 回)

### 実施要項：第 2 稿

- |          |  |
|----------|--|
| 1、主 催    | (一社)四国サッカー協会 四国フットサル連盟   |
| 2、主 管    | 香川県フットサル連盟 徳島県フットサル連盟  |
| 3、後 援    | (公財)日本サッカー協会 (一社)日本フットサル連盟   |
| 4、開催期間   | 2021年5月から2022年1月末  |
| 5、会 場    | 四国各県会場   |
| 6、競技方法   | 前期日程は中止。後期1回戦総当たりとする。  |
| 7、競技規則   | 大会実施年度の(公財)日本サッカー協会フットサル競技規則による。(競技規則の改定があった場合は審判委員会にて適用時期を決定する)   |
| 8、試合時間   | 競技時間は、40分間(前後半20分間)のプレーイングタイム<br>ハーフタイムは10分間とし同点の場合、延長戦は行わない。  |
| 9、チーム資格  | (1)四国フットサル連盟に所属するチームで他都道府県に重複して登録されていない8名以上の選手で構成されたチーム。<br>(2)チームに必ず1人以上JFA公認フットサルC級指導者資格を有する者を登録する事。<br>※2022年度より試合毎に必ず有資格者が1人以上ベンチ入りする事。(MCM時、コーチ証持参すること)   |
| 10、選手資格  | (1)(公財)日本サッカー協会フットサル登録の手続きを済ませた選手で、他のフットサルリーグ及び連盟加盟の他チームと重複していない者に限る。違反のあったチームは当該試合を棄権扱いとし、以後の処置は四国フットサルリーグ実行委員会で協議し、四国フットサル連盟で決定する。後日、違反の発見された場合も同様とする。<br>(2)チームは、(公財)日本サッカー協会フットサル登録票に必要事項を記入し、提出するものとする。 |
| 11、追加・移籍 | (1)追加登録選手は、(公財)日本サッカー協会に登録を済ませなければならない。<br>(2)移籍できる期間は4月1日から11月30日までとする。但し、  |

所属リーグが 11 月 30 日以前に終了した場合はその日以降は他のチームに移籍することはできない。

※移籍選手は 11 月 30 日までに事務局に書類を提出すること。

(3)追加登録選手、移籍選手は日本サッカー協会：フットサル登録を済ませ、選手証が発行された後、試合に出場できる。移籍も同様とする。

追加登録選手も移籍と同様に 4 月 1 日から 11 月 30 日までとする。

(4)追加登録選手、移籍選手は出場する試合の 1 週間前（例：5 月 10 日の試合に出場する場合は 5 月 3 日の 24 時までに申請すること。PDF にてメール送信可とする）

(公財)日本サッカー協会、ユニホーム規定に準ずる。

キックオフ時 3 名に満たない場合は棄権扱いとする。

警告を累積 3 回受けた選手は、次の 1 試合は出場停止とする。

又、退場処分を受けた選手は次の公式戦 1 試合を出場停止とする。以後の処置は(一社)四国サッカー協会規律委員会で決定する。

12、ユニホーム

13、選手数

14、警告・退場

15、棄権の扱い

16、勝ち点

17、順位

棄権をしたチームはその試合の結果を 5 対 0 とする。

勝=3 点、分=1 点、負=0 点

①勝ち点②得失点③総得点④総失点⑤当該対戦結果の順位チーム事情により次年度、チーム解散又はリーグ参加できない場合は暫定順位として当年度の順位は 9 位とする。他のチームは順位を繰り上げとする。

#### ※順位決定について

仮にコロナ禍の関係で全日程を消化できない場合。

終了時点での結果で 1 位チームは決定。

2021 地域 CL 出場チームを決定する必要があるため。

18、昇給・降格リーグ

① 9 位チームが自動降格

② 四国チャレンジ決定戦の優勝チームが自動昇格

③ 四国リーグ 7.8 位と四国チャレンジ決定戦の 2 位チームの 3 チームで入れ替え戦(リーグ戦)の 1 位チームが四国リーグへ残留・昇格とする。

- 19、C L 出場権 地域チャンピオンズリーグ出場権は本リーグ優勝チームが出場の義務を負う。
- 20、実行委員会 (1)四国フットサルリーグ実行委員会を設置する。  
(2)実行委員会の役員は四国フットサル連盟理事長が実行委員長を兼務する。他の委員は各県フットサル委員長、審判委員長とする。  
(3)実行委員会は委員の要望により実行委員長（四国フットサル理事長）が招集する。  
(4)実行委員会の経費（各委員の交通費他）は四国リーグが負担する。
- 22、参 加 料 参加料は 125,000 円とし、5 月末までに納入すること。不足する場合は、別途徴収する。  
登録選手は日本フットサル連盟に登録料 2,000 円を納入。決められた期限までに納入すること。  
参加チームは別途、四国フットサル連盟加盟料 10,000 円を 5 月末までに別途納入すること。
- 21、総 会 リーグ終了後に総会を行う。（期日・会場は四国フットサル連盟で決定）
- 22、そ の 他 (1) 競技中交代選手は必ずビブスを着用すること  
(2) ベンチに入ることのできる人数は役員 4 名（登録された役員に限る）及び 14 名（スターティングメンバーを含む）の 18 名以内とする。役員は必ず役員登録した者に限る。  
(3)試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は当該チームにおいて弁償するものとする。  
併せて場内外で負傷が発生した場合も当該チームで対処する事。主催者は一切の責任を負わない。  
(4) 各チームは必ずスポーツ傷害保険に加入のこと。  
(5) 各チームはマナーを厳守すること。  
会場のルールに違反をして会場の使用禁止の処置を受けた場合は除名処分とすることがある。  
(6) 要項に違反をしたチーム・選手は実行委員会の裁定に従

わなければならない

(7) 運営担当

運営担当は四国フットサルリーグ実行委員会が決定する。  
最終ゲーム、オフィシャルチームは当日の試合結果、審判  
報告書を四国フットサル連盟理事長宛にコピーを郵送する  
かPDFでメール送信( )するこ  
と。

(8) 全試合マッチコミッショナーを配置する

各試合の40分前には両チームの代表(監督)、審判員、マ  
ッチコミッショナーとマッチコーディネーションミーテ  
ングを行う。  
マッチコミッショナーは試合終了後、48時間以内に四国フ  
ットサル連盟理事長宛にメールで報告すること。

(9) 審判派遣

審判派遣については審判委員会で決定する。  
級のガイドライン(四国協会規程)、主審2級、第2審判3  
級、TK3級、第3審判3級

(10) 審判料マッチコミッショナー謝金

細則規程により四国フットサルリーグ参加費より以払  
う。

審判料・MC・その他支払規程

※審判料

	主審	第2審	第3審	TM
金額	5,000	3,000	2,000	2,000

※MC料

1試合3,000円を支払う

※交通費

審判・MC共に交通費は自宅から会場までの距離(キロ/20円)を支払う。  
県外からの派遣は高速料金を支払う

※入替戦費用

①会場費別途、会場既定の料金を支払う

②審判・MC も既定の料金を支払う

③チャレンジ決定戦のスタッフ(運営スタッフ一人 3,000 円×8 名程度)を支払う